

平成二十二年一月二十六日提出
質 問 第 四 七 号

検察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等検察庁公安部長の発言に対する千葉景子
法務大臣の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

検察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等検察庁公安部長の発言に対する千葉景子

法務大臣の見解に関する質問主意書

本年一月二十二日付東京新聞に、「内部告発直前に逮捕、服役し出所 三井元大阪高検公安部長 本紙に語る 『検察、まだ自民と一体』 小沢氏周辺捜査 『裏金追及で反撃せよ』」との見出しで、元大阪高等検察庁公安部長の三井環氏が、検察庁における裏金問題について発言した記事（以下、「東京記事」という。）が掲載されている。右を踏まえ、質問する。

- 一 千葉景子法務大臣は、「東京記事」を承知し、その内容を把握しているか。
- 二 三井氏は本年一月十八日、静岡市の静岡刑務所から出所しているが、千葉大臣は右を承知しているか。
- 三 「東京記事」には、「検察はまだ、前の政権与党だった自民党と一体になっている。民主党政権が、取り調べ可視化など検察にとって都合が悪いことをしようとしているから、排除するという考えだ」との三井氏の発言が掲載されているが、右に対する千葉大臣の見解如何。右の三井氏の発言は、事実を指摘したものと認識しているか。

四 三で、三井氏の発言が事実ならば、それは不偏不党、厳正公平を旨とする検察庁としてあってはならな

い態度であり、到底許されるものではないと考える。検察庁の監督官庁の長である千葉大臣として、三井氏が指摘する事実について、同庁を徹底調査する考えはあるか。

五 四で、ないのなら、それはなぜか説明されたい。

六 三で、三井氏の発言が事実でないのならば、それは検察庁の名誉、権威を著しく傷つけ、同庁に対する国民の信頼を失墜させるものであり、同庁、特に同庁の監督官庁の長である千葉大臣として、看過すべきものではないと考える。千葉大臣として、三井氏本人または東京新聞に対して抗議をする考えはあるか。

七 「東京記事」には、「検察内部には『風を吹かす』という言葉があり、情報をリークして世論を味方につけることもある。」との三井氏の発言が掲載されているが、右に対する千葉大臣の見解如何。右の三井氏の発言は、事実を指摘したものか。検察庁内部では、捜査に関わる情報を外部に漏らすことによつて、世論を味方につけるといふ手法が容認されているのか。

八 七で、三井氏の発言が事実ならば、それは国家公務員に課せられている守秘義務に反することであり、検察庁として許される行為ではないと考える。千葉大臣として、三井氏が指摘する事実について、同庁内部を徹底調査する考えはあるか。

九 八で、ないのなら、それはなぜか説明されたい。

十 七で、三井氏の発言が事実でないのならば、それは検察庁の名誉、権威を著しく傷つけるものであり、同庁、特に同庁の監督官庁の長である千葉大臣として、看過すべきものではないと考える。千葉大臣として、三井氏本人または東京新聞に対して抗議をする考えはあるか。

十一 十で、ないのなら、それはなぜか説明されたい。

十二 「東京記事」には、「私が逮捕される直前、新聞紙上で検察の裏金問題を実名告発した後、参考人として国会で証言し、検事バッジを外す」とのスケジュールが既に出来上がっていた。逮捕当日は、新聞報道の後にテレビで報じるといふ約束でジャーナリストの鳥越俊太郎氏の取材を受ける予定だった。逮捕は、組織を守るための明らかな口封じだ」との三井氏の発言が掲載されているが、右に対する千葉大臣の見解如何。右の三井氏の発言は、事実を指摘したものか。検察庁として、同庁における調査活動費の裏金を公の場で指摘しようとした三井氏を封じるため、同氏を逮捕したという事実はあるか。

十三 十二で、三井氏の発言が事実ならば、三井氏の逮捕は、検察庁による自らの犯罪行為を隠すための不当逮捕であり、到底許される行為ではないと考える。千葉大臣として、当時なぜ同庁が同氏を逮捕したの

か、事実関係を徹底調査し、同氏の逮捕を決めた関係者を処罰し、全てを国民に明らかにする考えはあるか。

十四 十三で、ないのなら、それはなぜか説明されたい。

十五 十二で、三井氏の発言が事実でないのならば、それは検察庁の名誉、権威を著しく傷つけるものであり、同庁、特に同庁の監督官庁の長である千葉大臣として、看過すべきものではないと考える。千葉大臣として、三井氏本人または東京新聞に対して抗議をする考えはあるか。

十六 十五で、ないのなら、それはなぜか説明されたい。

右質問する。